

平成22年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領

この度、国土交通省では、平成22年度「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集します。多くの皆様からのご応募をお待ちしています。

記

1. 募集者数

全国で1,200名です。

※ お住まいの都道府県に応じたブロック毎に募集者数を設定しています。ブロック毎の募集者数は「別表1」のとおりです。

2. 募集期間

平成22年3月1日（月）から平成22年3月31日（水）までです。

3. 応募方法

国土交通行政インターネットモニターホームページ (<https://www.monitor.mlit.go.jp/>) にアクセスいただき、「モニター募集案内へ」をクリックして下さい。「応募申込フォーム」にお名前、ご住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の抱負等必要事項を入力の上、3月31日までに応募（送信）してください。

※ ご応募いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に取り扱います。

4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上（平成22年4月1日現在）の方で、インターネットを容易に利用でき、かつ、国土交通行政に対する関心が高くモニターとしての熱意を有する方。（次の①～④に掲げる方は除きます。）

- ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ② 国土交通行政に関係する国家公務員及び地方公務員
- ③ 国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人及び地方共同法人の役職員
- ④ ①～③に掲げる方の同居の親族

5. モニターの選考・委嘱

- (1) 選考結果は、平成22年4月下旬までにモニターとなっていただく方に直接メールでお知らせ致します。選考に漏れた方にはお知らせ致しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) モニターの委嘱は、「別表2」の「モニターとしてお守りいただく事項」に同意され「承諾書」を提出された方に「委嘱状」を交付して行います。
委嘱期間は、委嘱の日から平成23年3月31日までです。
- (3) モニターは、お住まいの都道府県に該当する「ブロック」の所属となります。なお、ブロック外に転居された場合でも、応募いただいたブロックの所属でモニター活動を行っていただきます。

6. モニターの仕事

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

- ① 国土交通省が提示する「アンケート調査」に対して回答書を提出していただきます。（国土交通省が提示する「課題」に対して意見書を提出していただく場合もあります。）
- ② 上記①以外に、国土交通行政に関してモニター自身が気付いた随時の意見（「随時意見書」）を提出していただくことができます。
平成22年度のアンケート調査等は、4回を予定しておりますが、実施主体の都合により回数減る場合があります。

なお、平成21年度に実施させていただいた主なアンケート調査は、下記（参考「平成21年度主な実施アンケート」）のとおりです。

※ 提出いただいた回答書、意見書については、全体の傾向を整理等したうえで、後日、モニターホームページ上で回答結果、主要な意見などを公表するとともに、国民の皆様からの貴重な意見として施策展開への参考といたします。

7. モニターへの謝金

モニターに対して、アンケート調査・課題の回答の実績に応じ、謝金をお支払いします。謝金の額は、1件につき1千円とします。

※ 「随時意見書」には、謝金はお支払い致しません。

※ ご不明な点は、お住まいの都道府県に応じ、「別表3」の窓口までお問い合わせください。

～皆様からのご応募を心よりお待ちしております。～

(参考：平成21年度主な実施アンケート)

実施機関	課題等名
本省	国内における水危機に関する意識調査
本省	住宅・建築物の耐震化について
本省	住生活に関するアンケート調査～未来の「住まい」を考える～
北海道	交通環境改善の推進について
東北	東北運輸局のホームページについて
関東	関東地方整備局のホームページについて
北陸	タクシーの適正化、活性化に関する意識調査
中部	道路に関する情報について
近畿	交通拠点におけるボランティア活動による利便性の向上について
中国	空港を活かしたまちづくりについて
四国	空港を活かしたまちづくりについて
九州	国土交通省九州地方整備局のホームページについて

(別表1)「ブロック区分及び募集者数」

ブロック	対象地域（都道府県）	募集者数
北海道	北海道	90名
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	110名
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	291名
北陸	新潟県、富山県、石川県	85名
中部	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	136名
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	171名
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	100名
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	82名
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	135名
計		1,200名

(別表2)「モニターとしてお守りいただく事項」

1. 「モニター心得」として次のことをお守りください。

- ① 資格の除外事項に該当した場合は、14日以内に届け出ること。
- ② 電子会議室上の記述を改ざんし、又は消去しないこと。
- ③ 電子会議室用の設備又は他のモニター若しくは第三者の設備の利用に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- ④ 自己のID及びこれに対応するパスワードを他のモニター又は第三者に通知しないこと。
- ⑤ 他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
- ⑥ 上記②～⑤に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑦ 他のモニターが上記②～⑥に違反したことにより損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑧ 上記②～⑥に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。

2. 電子会議室に書き込んで서는ならない事項は次のとおりです。

- ① 営業活動又はその準備を目的とする記述。
- ② 宗教に関する宣伝又は勧誘を目的とする記述。
- ③ 選挙の事前運動又は選挙運動を目的とする記述。
- ④ 他のモニター又は第三者を誹謗中傷し、又は脅迫する記述。
- ⑤ 他のモニター又は第三者の名誉を毀損し、又はそのプライバシーを侵害する記述。
- ⑥ 他のモニター又は第三者の権利を侵害する記述。
- ⑦ 公序良俗に反する記述。
- ⑧ 法令に違反する記述。
- ⑨ その他電子会議室における意見交換を妨げることを目的とする記述。

上記に該当する記述がなされた場合は、電子会議室の管理運営担当者が当該記述を削除することとします。

3. 上記1又は2に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないことを認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。

(別表3)「各ブロックのお問い合わせ窓口」

ブロック	窓 口	所 在 地
北海道	北海道運輸局 総務部総務課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎 Tel.011-290-2711 E-mail:hsk-soumu@hkt.mlit.go.jp
東北	東北地方整備局 総務部総務課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 Tel.022-225-2171 E-mail:tohoku-netmonitor@thr.mlit.go.jp
関東	関東地方整備局 総務部総務課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同 庁舎2号館 Tel.048-601-3151 E-mail:kocho-kt@ktr.mlit.go.jp
北陸	北陸信越運輸局 総務部総務課	〒950-8537 新潟県新潟市中央区万代2丁目2番1号 Tel.025-244-6111 E-mail:hrt-kouhou@hrt.mlit.go.jp
中部	中部運輸局 総務部総務課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 Tel.052-952-8002 E-mail:chub2010-intm@cbt.mlit.go.jp
近畿	近畿運輸局 総務部総務課	〒540-8558 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 Tel.06-6949-6404 E-mail:kinki-soumu@kkt.mlit.go.jp
中国	中国地方整備局 総務部総務課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 Tel.082-221-9231 E-mail:chugoku-monitor@cgr.mlit.go.jp
四国	四国地方整備局 総務部総務課	〒760-8554 高松市 サンポート3番33号 Tel.087-851-8061 E-mail:shikokumonitor@skr.mlit.go.jp
九州	九州運輸局 総務部総務課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 Tel.092-472-2312 E-mail:iim-kyushu@qst.mlit.go.jp